

野呂山再整備基本構想策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

野呂山再整備基本構想策定業務について、民間事業者の優れた提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により、目的及び内容に最も適した業者を選定し、業務をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名
野呂山再整備基本構想策定業務（以下「業務」という。）
- (2) 業務場所
呉市野呂山
- (3) 業務内容
別紙「野呂山再整備基本構想策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
なお、実施にあたっては、本プロポーザルで契約相手方の候補者となった事業者の提案した企画提案と調整の上、実施することとする。（仕様の詳細は、契約時に協議して定める。）
- (4) 業務期間
契約締結日から、令和7年3月22日(金)までとする。
- (5) 委託費（限度額）
21,560,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 応募者の参加資格

- (1) プロポーザルに参加する者は、法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (3) 呉市入札参加者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 参加者及び参加者の取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある者が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと又はその統制の下にある者でないこと。

4 スケジュール

実施要領等の公開	令和6年4月1日(月)
参加申込書の受付	令和6年4月1日(月)～令和6年5月17日(金)17時まで
質問書の提出	令和6年5月7日(火)17時まで
質問への回答期限	令和6年5月10日(金)
企画提案書等の受付	令和6年5月20日(月)～令和6年5月24日(金)17時まで
選定委員会の実施	令和6年6月上旬
結果通知	令和6年6月中旬
契約締結	令和6年6月下旬

※上記予定は変更する場合があります。

5 今後の事業予定

基本構想の策定後、基本計画の策定、基本設計・実施設計、整備工事、リニューアルオープンになります。スケジュールについては、国・県と調整しながら進めます。

6 書類等の提出先

事務局：呉市 産業部 観光振興課 施設グループ
所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
電話番号：0823-25-3181
E-mail：kankou@city.kure.lg.jp

7 参加及び質問の受付・回答

(1) 参加申込み及び質問の受付

当プロポーザルに参加する場合は、参加申込書(様式1)を令和6年5月17日(金)17時(必着)までに提出すること。(郵送の場合は、配達完了が確認できる書留郵便に限る。)

また、本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書(様式2)により、令和6年5月7日(火)17時(必着)までに、電子メールにて提出すること。その際、メールの標題を「質問書(業者名)野呂山再整備基本構想策定業務」とすること。

なお、参加申込書及び質問書を送った際は、電話で呉市観光振興課(0823-25-3181)へその旨を連絡すること。

(2) 質問への回答

令和6年5月10日(金)までに、質問に対する回答を電子メールで送信し、ホームページでもその内容を公開する。質問者名等は公表しない。

質問及び回答の内容は、必要に応じて本実施要領及び仕様書の内容に追加してホームページに公開するので必ず確認すること。回答に対する問合せは受け付けない。

質問期間を過ぎた後の質問は、原則として受け付けないが、当プロポーザルに対して重大な影響を与える可能性があるものについては、対応を検討する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出する書類は、次の表の①から⑧とし、A4判サイズに横書きで記載し、2穴ファイル等に編冊して、1部は提案者名を記載した正本(同表の①～⑧)、10部は提案者が特定される情報を記載していない副本(同表の②～⑤)として提出すること。

ただし、図表等については、必要に応じてA3判(織込むようにすること。)も可とする。

また、次の表の①から⑧の正本と副本のデータをPDFファイルに変換したものも提出すること。

<提出書類一覧表>

	書類名	様式等	正本	副本
①	提案送付書	様式3	○	
②	企画提案書	任意書式(頁番号を付す) <u>仕様書の内容を踏まえ、「提案評価の区分と項目」の評価項目順に作成すること。</u>	○	○
③	業務実施体制、業務従事者実績調書及び進行管理表	任意様式	○	○
④	業務実績一覧表及びその添付書類	様式4 副本には、記載実績に関する書類添付は不要	○	○

⑤	見積書及びその添付書類	任意様式 仕様書に示す業務の経費を記載し、その内訳を添付（任意書式）すること。	○	○
⑥	会社概要	様式5	○	
⑦	法人登記簿謄本	所管機関の発行するもの	○	
⑧	法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3。税務署で提出日前3か月以内に作成されたもの。	○	

※⑦～⑧については、提出期限より3ヶ月以内のもの（写し可）

イ 企画提案書は、A4判で20ページ（表紙、目次を除き、図表等を含む。両面印刷で10枚）を上限として、簡潔かつ明瞭に記述すること。（A3判横は、A4判2ページ分の扱いとする。）

ウ 企画提案書に用いる文字サイズは、11ポイント以上（図中の説明は、8ポイント以上）とすること。

エ 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

(2) 提出期限 令和6年5月24日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配送完了が確認できる書留郵便に限る。）
持参の場合は電話連絡の上、持参すること。

(4) 提出書類の修正及び返却

提出書類の変更、修正は認めない。また、提出書類は、提案者に返却しない。

9 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

野呂山再整備基本構想策定業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が次の項目による評価を行う。

<提案評価の区分と項目>

区分	評価項目		配点
企画提案書 60点	実施方針	・本業務の背景、目的、内容、課題、地域特性、法規制等を十分に理解されているか。	10
	整備方針	・立地特性やポテンシャル等を最大限に生かし、魅力と独自性があり、実現性が高い提案がされているか。	15
	事業手法	・民間事業者を活用できる手法など、将来にわたり効果的に活用され、過度な財政負担が生じない持続可能な施設とするための提案が期待できるか。	10
	事例調査	・効果的な調査内容が示され、成果が期待できるか。	10
	ニーズ調査	・効果的な調査内容が示され、成果が期待できるか。	10
	検討協議会の運営支援	・円滑かつ建設的な会議の開催が期待できるか。	5
プレゼンテーション (ヒアリング) 10点	・業務に対する知識や経験に裏付けられた論理的な説明であるか。 ・実施体制や取組の説明等、業務に対する取組意欲が十分であるか。		10
実施体制及び業務実績 20点	実施体制	・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。 ・業務従事者は、十分な業務実施能力及び同種・類似業務の	10

		業務実施経験を有しているか。 ・本業務を着実に実施できるスケジュールになっているか。	
	業務実績	・過去5年間に同種業務に係る十分な実績・ノウハウがあるか。	10
見積金額 10点		・見積額は妥当であるか。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10
合 計			100点

(2) 審査

審査は、選定委員会が企画提案書類及びプレゼンテーション（ヒアリング）により行う。（プレゼンテーションの日時・場所等の詳細については、後日連絡する。）

(3) 優先交渉権者の選定

選定委員会が採点する各項目の評価点を平均したものの合計点が一番高い提案者を優先交渉権者として選定し、2番目の提案者を次点者とする。ただし、合計点が6割未満の提案者は失格とする。

応募が1者の場合においても、審査を行い、審査基準の合計点数が6割以上の場合は、優先交渉権者とする。

なお、プレゼンテーションは、実際に本業務を担当する者1名及び補助員2名を含め、3名以内とし、主に前者が行うこと。

また、プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは市が用意するが、その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加者が準備すること。

(4) 選定結果の通知

令和6年6月中旬に提案者へ文書で通知する。同時に、優先交渉権者とその次点者の得点、名称をホームページで公開する。なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

10 契約の方法等

呉市と優先交渉権者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、業務の仕様を決定し、業務委託契約を締結する。

業務の仕様に基づいて呉市が作成した設計書により予定価格を決定し、再度、優先交渉権者に見積書の提出を求めるため、契約金額と提案金額は異なる可能性がある。

11 辞退

参加申込書（様式1）提出後に辞退をする場合は、令和6年5月17日（金）17時までに、辞退（取下）届出書（様式6）を提出すること（提出方法は7(1)に同じ）。

12 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、提案者負担とする。
- (2) 企画提案は、1参加者につき1提案とする。
- (3) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出すること。
- (4) 企画提案書の提出者が1者のみであっても、審査を実施する。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (6) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (7) 呉市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (8) 提案者又は応募グループの構成員が実施要領の公開日から契約締結日までに、次のいずれかに該当する場合は、その提案を無効とする。
 - ア 呉市から指名停止等の措置を受けた場合

- イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当した場合
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立てがなされた場合
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始申立てがなされた場合
 - カ 破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合
 - キ 国税，地方税を滞納した場合
- (9) 本実施要領に規定されていない事項で必要があるときは，呉市観光振興課が，その対応を決定する。

13 プロポーザルに関する問い合わせ窓口

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
呉市産業部観光振興課 施設グループ（担当：柴崎，對川）
電話番号 0823-25-3181
E-mail：kankou@city.kure.lg.jp